



行ってみようリナシティかのや

映像ホール



6.5 mあるドーム型のスクリーンで観る映像は圧巻



リクライニング式の座席で観る映像は最高

子どもたちの大好きな童話も上映

季節ごとの星空を上映。現在は夏の星空を観ることができます



情報プラザは知っているけど、その中にある映像ホールって「どんなところ」思っている人がたくさんいるのではないのでしょうか。

映像ホールは、直径6.5mのドーム型のスクリーンに、プラネタリウムや童話などを映し出す施設で、パソコン学習室の隣りにあります。

季節ごとの星空や私たちが住んでいる地球を含めた惑星を映し出し、その位置や運動の様子をわかりやすく紹介するプラネタリウムは、昼間でもきれいな星空を楽しむことができます。また、26席ある座席は、

すべてリクライニング式。座席に腰を下ろし、見上げると吸い込まれそうな星空が目の前に広がっているのが実感できるほか、その星空が気持ちまでリラックスさせてくれます。

さらに、映像ホールでは、映像装置を利用して、市民や学校の活動成果の発表の場としても利用できるようになっていきます。

昼間でも満天の星空を眺められる映像ホールに、足を運んでみてはいかがでしょうか。

【問い合わせ】

情報プラザ 0994 35 1002

映像ホール 7月の上映スケジュール

上映映像	夏の星空 (約20分) ピーターパンと星の国 (約25分)
平日	11時～ 「夏の星空」 13時30分～ 「ピーターパンと星の国」 15時～ 「夏の星空」 16時30分～ 「ピーターパンと星の国」 18時～ 「夏の星空」

土・日・祝日、夏休み期間中は回数を増やして上映しますので、上映時間など詳しくは係員にお問い合わせください。

観覧料	高校生以下=無料 一般 1回=100円 年間パスポート 500円
-----	--

団体利用の場合は、上映時間や上映内容の要望にお応えします。

児童扶養手当・ひとり親家庭医療費 助成金などの手続はお済みですか

児童扶養手当

父親がいない児童又は父親が重度障害者の児童の母親や、母親に代わって養育している人に支給します。支給期間は、該当する児童が18歳になった日以降の最初の3月31日まで(障害のある児童については20歳未満)です。

ただし、所得制限があるほか、公的年金の給付を受けている場合や対象児童が乳児院や児童養護施設などに入所している場合、また母親に事実上婚姻と同様の状態にある男性がいる場合は支給されません。

支給額
全部支給(対象児1人の場合) 41,720円
一部支給(対象児1人の場合) 9,850円
41,710円
児童扶養手当法の改正により、平成20年4月から

特別児童扶養手当

児童扶養手当が減額される予定です。減額の対象となるのは、手当を受けてから5年以上を経過した人又は支給要件に該当して7年以上を経過した人などで、該当する人は手当の一部が支給停止されます。具体的な内容については、決定され次第お知らせします。

法に定める基準に該当する障害を持つ20歳未満の児童を養育している父又は母、もしくは父母に代わって養育している人に支給します。

ただし、所得制限があるほか、対象児童が障害を支援理由に公的年金の給付を受けている場合や心身障害児施設などに入所している場合は支給されません。

支給額

- 1級対象児1人の場合) 50,750円
- 2級対象児1人の場合) 33,800円

父子手当

母親のいない又は母親が重度の障害者である児童の父親に対して、児童が18歳になる歳まで支給します。

ただし、所得制限があるほか、6月1日現在、鹿屋市に引き続き6か月以上在住していることが条件です。

- 児童1人 年額30,000円
- 児童2人 年額45,000円
- 児童3人以上は、対象児童が1人増すごとに10,000円を加算

ひとり親家庭医療費助成金

ひとり親家庭の父又は母

市では、子どもの健全育成や子育てしやすい環境づくりのため、様々な子育て支援を行っています。子育ての負担を軽減できる各種制度を、ぜひご利用ください。

及び児童並びに父母のいない児童にかかる医療費のうち、保険診療における一部負担金の全額を助成します。

ただし、所得制限があり、助成期間は、該当する児童が18歳になった日以降の最初の3月31日まで(父又は母の場合は末子が該当する期間まで)です。

母子家庭への自立支援

母子家庭の母親が、就職に役立つ技能や資格取得のために講座を受講したり、専門学校等で修業している場合に助成金を支給します。

自立支援教育訓練給付金
教育訓練のための講座等(ホームヘルパー・医療事務等)を受講した場合、受講費の40%(8千円以上で20万円を限度)を支給します。

高等技能訓練促進費

就職に有利な資格(看護師・保育士等)取得のために2年以上の養成機関に在籍している場合、修業期間の3分の1の期間に月額10万3千円を支給します。

ただし、受給資格や対象となる講座、取得資格等には制限があります。児童扶養手当、特別児童扶養手当、父子手当、ひとり親家庭医療費助成金については、所得と現況を確認するため、毎年8月中に現況届を提出する必要があります。なお、現在受給中の人には文書で通知します。

【問い合わせ】

市子育て支援課 0994 43 2111
各総合支所健康福祉課 内線3142